

空港土木施設におけるBIM/CIM 適用に関する実施方針

第1 BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、空港土木施設における業務・工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

第2 BIM/CIM 活用の対象範囲

空港土木施設のうち、「空港の施設」に係る業務、工事を対象とするが、「その他の施設」に係る業務・工事においても積極的な導入を促進する。

- ・ 空港土木施設 : 空港の機能上必要な土木施設（空港の施設及びその他の施設）
- ・ 空港の施設 : 滑走路、着陸帯、滑走路端安全区域、誘導路、誘導路帯、エプロン並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物等
- ・ その他の施設 : 空港の機能上必要な土木施設のうち、空港の施設を除く排水施設、共同溝、消防水利施設、GSE 通行帯等、道路・駐車場、場周柵等

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。

第3 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受発注者で活用するものとする。なお、活用内容により3次元モデルの作成が必要な場合には、受注者が3次元モデルを作成することとするが、活用内容以外の箇所の作成については受注者に求めないものとする。

また、活用に当たって、業務・工事の特性に応じて、以下に示す要領等を参考に発注者が活用目的を示したうえで、詳細は受発注者で活用内容等を協議し、取り組むものとする。

(要領等)

- ・ BIM/CIM 活用業務実施要領(案) 空港編(空港土木施設)
- ・ BIM/CIM 活用工事実施要領(案) 空港編(空港土木施設)
- ・ BIM/CIM 活用ガイドライン(案) 空港編(空港土木施設)

第4 後工程におけるデータ活用について

3次元モデルを活用した事業の効率化、高度化については取り組みが進められているところであるが、属性情報等のデータについては十分に活用できていない。属性情報を活用した積算や、設計データの後工程での効率的な活用を進めること。

第5 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積により計上する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限り、費用計上の対象とする。

第6 発注者によるデータ共有

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に当該業務・工事で必要となる成果品等の参考資料（電子データを含む）を貸与する。

第7 適用時期

令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する業務・工事から適用する。

第8 その他

詳細は、別途定める。

以上